



町章

5月1日現在の天王町
 本籍数 3,910
 本籍人口 13,878
 世帯数 2,631
 住民登録人口 12,862
 内 男女
 男 6,470
 女 6,392

天のう報

第8号 昭和39年6月1日発行

発行所
 秋田県天王町役場
 (天王局 1番42番)

編集
 天王町役場総務課

印刷
 一日市印刷所



堤塘よりの溢水と決壊による浸水で湖のような江川谷地の水田

地震等の被害について

去る六月十六日発生の地震及び高潮は、本町に可成の被害をもたらしめました。

被害の概況は次のとおりですが、浸水家屋については役場で即日消毒を行い、翌日は秋田保健所から

来町して更に徹底的な消毒を行いましたので心配された伝染病の発生はありませんでした。

又水田等の被害については、町議会とともに早速県及び農林省側と数次にわたり、今後このような災害をなくすため、万全の措置をこうするよう強く交渉しております。

被害状況

- 一、建物関係(天王Ⅱ浸水関係)
 壁二坪、ガラス二枚(追分小校)
 浸水住宅二十五棟(内床上六棟
 床下十九棟)非住家二十二棟

国民年金について

七月三十一日は国民年金保険料第一期分の納期限です。六月分までの保険料をまだ納めていない方は必ず今月中に完納して下さい。国民年金は老令年金のほか思いがけない事故でケガをした時の障害年金一家のご主人に亡くなられて母子家庭となつたときの母子年金、準母子年金または両親に亡くなられて子供さんだけが残されたときの遺児年金などを支給することになつておりますが、このような思いがけない事故にあつたときもし保険料が滞納になつておりますと、せつかくの年金が支給されないこととなりますので保険料はいつも納期限までに完納しておくことが大切です。保険料は二十才以上三十四才まで毎月百円、三十五才になつた月から毎月分百五十円です。生活が困難で保険料を納めることが容易でない方には申請して保険料を免除してもらう方法

二、水田関係(宇江川谷地、江川天王)

流失一町二反歩
 冠水二十三町八反二歩
 合計二十五町二歩

三、家きん(浸水によりⅡ天王)
 鶏大雛五十羽、中雛二十羽

四、漁網、漁船(天王、江川)

イ、漁網(流失及びき損)百二十ヶ統
 ロ、漁船、流失四隻、破損二隻

五、その他
 町営簡易水道管破損一ヶ所
 護岸堤塘決壊延長二百七十六米

もありますので、国民年金手帳と印を持参の上町役場の年金係にご相談下さい。

以上のことについてもしおわかりにくい点がありましたら電話その他の方法でお問合せ下さい。

七月のこよみ

- 1日 国民安全の日
- 2日 半夏至
- 7日 七夕祭、小暑
- 13日 ぼん迎え火
- 15日 うら盆会
- 16日 やぶいり
- 20日 土用、海の記念日
- 23日 大暑
- 27日 土用のうし
- 月異名 文月(ふみづき)
- 花 暦 はす
- 誕生石 紅玉(ルビー)

住民登録の話題

住民登録法は、昭和二十七年七月一日から施行されました。したがって、この七月一日は施行十二周年にあたるわけであり、また、ところが現在なおその届出期限が、十四日以内であることを知らなかつた、という事例が多く見られるようで、それぞれ五百円以下の過料処分の対象となつております。

このことについては再三にわたつて広報にも載せたり、又、戸籍、住民登録主要届出期限一覧表として、各世帯に配布し、期限おくれ等の無いようご注意申し上げてありますが、徹底しておらないようですのでここにあらためて、(住民登録の話と昭和三十一年七月法務大臣官房広報連絡室による)を載せます。

一、まえがき

私達は、誰でもどこかの市町村内に一定の住所をもつております。住所とは人の生活の中心となる場所をいいます。このように市町村の区域内に住所を有する者をその市町村の住民というのでありますが、私達の日常生活の上でこの住民の資格から生ずる権利・義務というものは極めて多いのであります。例えば、主食の配給を受けるにも、選挙権を行使するにも、小・中学校に子弟を就学させるにも、生活保護を受けるに

も又市町村民税の課税にしてもその住所が基本となるのであり、又住所証明、印鑑証明を貰う場合等についてもその市町村の住民であることに基いてその証明がなされるのであります。このように私達の日常生活にとつては、私達がどの市町村の住民であるかということ常々明らかにしておくことが必要なのであります。又市町村の側から見ましても、右に述べたような日常の事務が能率的に、そして正確に行われ、住民に十分のサービスを与えるためには是非ともその市町村を構成している住民の一人一人を確実に把握する必要があるのです。

そこで市町村長の利便と市町村役場の行政事務の簡易化に就いて、昭和二十七年七月一日住民登録制度が発足したのであります。この住民登録制度ができる以前は、寄留制度がありましたが、この制度は手續が煩雑であつたため制度本来の使命を十分に果たすことができなかったものであります。そこでこの寄留制度は、住民登録制度の実施とともに廃止され、住所の移転について簡易な届出によることができる住民登録の制度が施されたのであります。

では、このように私達の生活に最も関係の深い住民登録制度について、その概要を述べてみます。

二、住民登録制度の概要

(1) 登録事務の処理と住民票

住民登録に関する事務は、市町村において処理するものとされております。住民登録は、市町村の住民を登録し、その居住関係を公証することを目的としておりますから、住民の立場からは市町村においてこの事務が処理することとするのが届出その他の関係からいつても便利でもあり、また登録の結果は住民の資格認定の基礎資料として市町村の各種の行政事務処理に十分利用する上にも、その方が最も適当であるからであります。しかし各市町村が個々の住民の登録を実施したのでは、登録の結果を十分各種行政事務に利用する上において価値が減少するため、法律をもつて全国の市町村が同一の手續方法に従つて相互に連絡して処理されることとされていのであります。

そこで、市町村はその住民をもれなく登録しているのでありますが、市町村役場に備え付けてあるこの登録の台帳を「住民票」といいます。住民票は世帯を単位として作られており、これに各人の氏名・生年月日・性別・世帯主・その続柄・本籍・住所・住所を定めた年月日・従前の住所等が記載されております。住所に変更があつたり、その他住民票の記載事項に変更を生じたときには、その都度住民からの届出または市町村が職権でその記載をしたり、訂正することになつております。従つて住民票

の記載は常に市町村の住民の実態と一致したものでなければならぬのであります。この住民票は、いわばその市町村の「住民名簿」ともいふべきものでありまして住民登録制度においては最も重要な役割を果しているものであります。

住民票の記載の正確を期するため、住民票と戸籍とを常に関連をもたせ、双方の記載を一致させることになつております。即ち、住所地の市町村は、同制度施行の当初一斉登録によつて住民票を作つた際に、その記載事項(氏名・生年月日・性別・戸籍の表示(本籍と戸籍の筆頭者の氏名)住所・住所を定めた年月日)をその者の本籍地の市町村に通知し、本籍地の市町村はその通知事項と戸籍の記載とを照合して、その結果を更に住所地の市町村へ通知する措置によつて住民票の記載が正確であるかどうか個々について確認されたのであります。

一方本籍地の市町村では、その区域内に本籍を有する者について戸籍を単位として、「戸籍の附票」が作られてあります。この附票には戸籍に記載されている本籍、氏名を移記するほか、右の住所地市町村からの通知によつてその者の住所及び住所を定めた年月日も記載されております。

このようにして初めの一斉登録によつて作られた住民票は戸籍と照合されたのであります。その後住所の変更等があつたときは、その都度住所地市町村からその旨を本籍地市町村に通知され、また、本籍や戸

籍を有する者について戸籍を単位として、「戸籍の附票」が作られてあります。この附票には戸籍に記載されている本籍、氏名を移記するほか、右の住所地市町村からの通知によつてその者の住所及び住所を定めた年月日も記載されております。

このようにして初めの一斉登録によつて作られた住民票は戸籍と照合されたのであります。その後住所の変更等があつたときは、その都度住所地市町村からその旨を本籍地市町村に通知され、また、本籍や戸

籍の氏名等に変更が生じたときは、本籍地市町村から住所地市町村に通知がなされる等、市町村相互間で密接な連絡を保つております。その結果、本籍地市町村においてもその者の住所が常に明瞭にされているという、今までには見られなかつた利便もあられるわけです。

(ウ)、届出の義務

住民登録制度において、住民が届出を要するのは、住所の移転に伴う転入届、転居届(同一市町村内において住所を移転した場合)変更届(世帯主とか世帯の構成が変更した場合)及び国外移住届の四つの場合です。これらの届出は、転入届、転居届については新たに住所を定めた日から十四日以内に、変更届については、その変更を生じた日から十四日以内に、また、国外移住届については、日本内地における住所を去る以前に(期間は別れない)それぞれ住所地の市町村役場に届出なければならぬことになつております。届出義務者は、第一に世帯主になつておりますが、世帯主が届け出ることができないときは世帯管理者又は世帯員の各人がこれに代つて届け出なければなりません。

出生、死亡、帰化、国籍の喪失等に伴つて、住所を有することとなつたり、住所を失つたり又は登録の資格がなくなつたりした場合には、もちろん住民票にその旨記載されますが、この場合には、別に住民から住民登録法上の届出は要しません。戸籍法上の届出のみによつて、市町村では、職権

で住民票に必要な記載がなされることになつております。

なお、住民登録制度には、住民移転の場合に、転出の届出の規定はありませんが、これは住民の負担をできるだけ軽減し、転入地に届出する転入届等の届出の励行を図ろうとしたものであります。しかし現在、市町村を転出する場合には主食配給制度の上では、その市町村から転出証明書の交付を受ける必要があります。そして市町村が転出証書を発行する場合にはその者の住民票に基いて転出証明書に必要な記載がなされることとされております。

(エ) 事実の調査と職権による住民票の記載等

前に述べたように住民票が市町村における各種行政事務の基礎資料として十分に活用されるためには、その記載内容が常に事実と一致した正確なものでなければなりません。本制度では、住所の変更その他住民票の記載事項に変更が生じた場合の記載の更正等は、原則として住民からの届出によつてなされることとしていっているのであります。届出がないとき或いは届出を要しない場合には市町村は職権でこれをするものとされております。また、市町村の吏員は、住民票の記載内容について事実と反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、事実の調査をすることができます。この事実の調査というのは、市町村吏員がその区域内の世帯を適時に調査して住民票の

記載内容が正確であるかどうかを調査することをいうのであります。

(オ) 住民票の閲覧及び謄・抄本等

住民票が市町村住民の居住関係を公証するものでありますから、私達住民の日常生活の利便のためこれを大いに活用されるべきであります。そのため官公署の行政上の必要のためにも住民票は公開されることになつております。また、その謄本・抄本・記載事項の証明等の交付も受けられることなつております。このことは戸籍の附票についても同様です。

謄本・抄本等の手数料の額は市町村が独自に条例等で定めておりますが、概ね一枚(又は一件)につき五十円とするところが多いようです。でも、天王町では現在四十円としております。また、今まで就職とか入学の場合、或いは各種の免許証の交付を受ける場合等には、戸籍の謄・抄本を提出されていた例が多かつたようですが、前にも述べたように住民票の記載は戸籍とも照合され正確を期されているのでありますから、その記載の信用度も戸籍と異なるところはありませぬ。また、住民票は住所地において実際に生活を共にしている世帯を単位として作られているのですが、本人の家庭の状況などを知る上に戸籍には見られない長所もあります。従つてどうしても戸籍の謄・抄本が必要な場合(身分関係を知らる場合)には別ですが、戸籍の謄・抄本の代りに住民票の謄・抄本で十分その用を満すことができるのであります。

(カ) 登録事務の統一的处理と法務大臣の勸告・助言

住民登録はその事務の性質上市町村の事務とされており、市町村の責任において処理されているのであります。これを全国的に統一、調整された取扱にしないと、制度本来の目的が十分に果されなない結果ともなります。例えば、住民認定の基準とか、市町村相互間の通知等について、それぞれ市町村が各自に異つた取扱をするならば、安全な登録を望むことは到底できないのであります。そのため法務大臣が全国的に市町村に対して住民登録事務の取扱について必要な勸告または助言をすることができることとされております。この勸告、助言は、実際には法務大臣の委任のもとに各法務局、地方法務局長の長においてしております。

(キ) 住民登録人口

住民登録によつて市町村はもとより、都道府県又は国の常住人口も随時にしかも簡易に把握することができるようになったのであります。毎月この広報に一日現在の天王町として、その数字を載せているのもそれでありませぬ。



生活のメモ

七月にはいると梅雨もときれが
ちになります。やがて盛夏をむか
えるわけですが、いまのうちに夏
のくらしのポイントをつかんで計
画をたてましょう。

▼長雨のあと始末
つゆのあと始末は主
婦にはひと仕事とな
ります。押し入れ、
ゲタ箱、台所の戸だ
な、タンスの衣類、
本、カバン、靴等カ
ビの巣になつていま
す。晴れたらすかさ
ず風を入れて、熱い
お湯に消毒洗剤をた
らして、きつくしほ
つたぞうきんですみ
ずみまでふきとりま
しょう。天候の定ま
るの中、下旬とな
りますが、よく晴れ
た日には十分虫干し
をすませておきます。

▼モツ料理

このごろのように暑くなると、

俳句

わが町七月 五句

追分西 渡部 六 愁

鐘敲りの子に鳴きやみし油蟬
夏座敷耳遠き祖母へ深き辞儀
舟繋ぐ杭を領して夏トンボ
早苗饗やにわか眩し化粧妻
青葉焼け新聞くばりの配るおと

スタミナをつくり料理を工夫して、
一家の健康責任を負うのが主婦の
つとめです。

スタミナをつける食品には昔か
ら、土用のうしの日のうなぎが代
表的なものです。しかし高価でそ
うそう食ってはいられません。そ
こで比較的安価でしかもうなぎ以
上にスタミナをつくり食品となら
ずモツというところですが、

モツは鳥、牛、豚などの胃、肝
臓、心臓、舌、腸など、ちよつと
敬遠したくなる材料ですが、よく
塩でもみ洗い(胃、腸)したり、
血ぬき(肝、腎、心臓)などした
りしておいて、それぞれの目的に
よつて料理すると、おいしくいた
だけます。

肝、心臓など血ぬきしたものは
きざんで、香味、野菜といつしよ
に強い火でさつといためるとよ
い。また胃、腸などの煮こみを作
るには十分ほどゆで、さらによく
もみ洗いで、長ネギ、シヨウガ
などを入れて二時間ぐらいゆで煮
し、さらに甘辛く煮ると、くさみ
もとれておいしくいただけます。

舌はシチユウがおいし
いし、肝をベーストにし
たり焼鳥風の甘辛い、こ
い味をつけてもたいへん
おいしくいただけます。

暑い暑いといつて裸に
なるのは逆効果の場合が
あります。

とくに赤ちゃんには、裸
にしておくとかえつてア
ザモができます。タオル

やもめんのできた下着を一枚きせ
ておくとあせを吸いとりかえつて
すずしいものです。

赤ちゃんにかがらず、こどもは
ひる寝をするとき汗をかくもので
す。水まくらをしてやると気持ち
よくねむります。おとなでも、こ
の水まくらには案外涼しくて気持ち
よいものです。

暑いといつて水をかぶる人がい
ますが、これも逆効果。水をかぶ
るとかえつてあせがカツカツして
体のべとつきがとれません。それ
よりぬるま湯の行水がさつぱりし
ます。もちろんおふるがあらばこ
れにこしたことはありません。



豆知識

××××××××××××××××
××××××××××××××××
××××××××××××××××
××××××××××××××××

★トマトの栄養学
七月の野菜の王者はトマトとい
えます。「赤いトマトは小さな太
陽ともいわれます。」

トマトは糖分の甘さとクエン酸
やリンゴ酸、それにグルタミン酸
などのアミノ酸の味が加わり、独
特な風味をもつています。

いろいろの種類がありますが赤
いのは色素にリコピンが多く、桃
色、黄色のものにはカロチンを多
くふくんでいるといわれます。

またビタミンCも豊富で、トマ
トのCは保存してもたいして減少
せず、調理によるCの破壊もわ
りあい少ないといわれています。

そのほかビタミンB4、ルチン
ナイアシンなども含まれていま
す。B4はタンパクを分解したり
合成したりする働きがあり、脂肪
の消化をたすけますから肉食には
かかせません。ルチンはビタミン
Pともよばれ、ビタミンCの働き
をたすけ、高血圧の治療、予防に
効果があるといわれます。

トマトにはこのほか抗生物質の
トマチンを含んでいて種々の薬効
があり、体の健康を保つ保健食品
といえます。

「赤い小さな太陽」とか「野菜
の王者」などといわれるのもこの
ためでしょう。

★七月の健康メモ
暑いときは食べものがくさりや
すい。ご飯に少タヌをふりかける
かうめぼしを入れておくとよい。

○麦茶は買ったものでももうい
ちどいりなおして使おうと、ずつと
おいしくいただけます。

○朝食はあつさりしたものがよろ
こばれますが、少しでもタンパク
質(肉、魚、豆、乳類)をとるの
が夏バテをふせぐコツです。

○夏まけをふせぐにはビタミンC
をとるとよいといわれます。ミカ
ン、レモン、サツマイモ、ピーマ
ン、ダイコンの葉、コマツナ、ツ
ケナなどはCをたくさん含んでい
ます。

○夏ひくかぜはなおりにくく、ほ
かの病気のもとになります。こど
もさんには必ず腹まきを、寝まき
パジャマ式のがよい。

○日本脳炎にかかると十人に三人

は死ぬか後遺症をのこすといわれ
ます。予防したいせつなことは蚊
にくわれぬこと。病気の誘因と
なる炎天下を無帽で長時間運動し
たりしてくたびれすぎないように
十分に気をつけることです。

★七月の庭しごと

梅雨あけの日ざしは強くて、雨
風の下でやわらかく育つた草花や
庭木をグツグツさせます。そこで
株元を風通しよくしたりワラをし
いてやつて、地表近くの根を保護
してやります。またこのころは雑
草のいちばんはびこりやすい時期
です。中耕もおこたらずに……。
この月にタネまきできるものに
ハボタン、カリフラワー、手持ち
カンラン(上、中旬)などの野菜
類があります。

ハナンヨウブやアヤマ、カキツ
バタ等は上旬のうちに株分けでき
ます。

ハチ仕立ての大ギクは、中、下
旬のうちには本バチへ植えてつけ
柱を立てましょう。

この月にさし木のできるものに
ツバキ、サザンカ、ヒイラギ、モ
クセイ、スギ、サワラなどがあり
ますし、カンギク、ベコニア類も
まだ間に合います。

またこの月は庭の木や草にいち
ばん虫がついたり、病気になるが
ちの時期です。晴れ間をみて、適
当な薬剤をこまめに散布してくだ
さい。花やさんか薬屋で薬剤の種
類をよく相談すること。

ヘチマやヒヨウタン、アサガオ
などの支柱をいそがねばなりませ
ん。

交通安全運動作文入賞者さま

春季交通安全運動に際し、天王町で町内各学校より作文を募集いたしました。多数の優秀な作文が寄せられましたが、審査の結果次の者が入賞いたしました。

- 金賞 天王小六年 藤原 久幸
- 追分小六年 山本 博文
- 銀賞 追分小三年 加賀谷哲子
- 追分小五年 小野 律子
- 追分小六年 渋谷美和子
- 天王小四年 三浦栄津子
- 銅賞 出戸小四年 佐藤 貞子
- 追分小五年 松田 和子
- 天王小六年 伊藤 靖子

金賞になられた方の作文は次のとおりです。

交通安全について

天王小六年 藤原久幸
交通安全日、ゼロの日うらぎられる。NHKのニュースでこういう知らせがあつた。東北でも死者何人かを出しているといつてい。毎日テレビを見ていれば必ず交通事故のことが出る。もう聞きあきています。そこでぼくは、大人の人に願いたいのはこういうことです。

○よつていたら自動車運転はやめる。
○いねわり運転のこと。
○ふみきりでの注意。
この四つを頭に入れておけば、交通安全日もうらぎられずにすんでいたと思います。
また子どもである、ぼくたちも気をつけなければならぬ。

○道路あそび。
○急に道路にとびださない。
○ちゃんと右側を歩く。
などです。

でも、交通安全日も五月二十日の今日で終りだそうです。このよなことは、昭和三十九年の記録としてよいとはいえないと思ひます。ちよつとしたことから大きな事故がおき、気のゆるみでも大きな事故がおき、交通事故のため一日平均何人という死亡者をだしているのではないだろうか。国が発達すれば、交通事故も多くなる。高速度路では五十キロ以上ださなければだめです。又ぼくたち江川を通つている「オガ道路」とは、三十五キロよりだされないと、意識が立つていけません。その他いろいろたつています。でもその標識をよく使用すればよいと思ひます。

交通安全事故を防ごう!! それもみんなひとりひとりの心が集つた上で、はじめてこの交通事故を防ごうということが実現するのではないのでしょうか。ぼくはこのように思つていいます。

交通事故をなくそう

追分小六年 山本博文
ぼくたちの身のまわりには、毎日のようにいろいろな事件が大へん多い。とくに多いのは「交通事故」だ。
一日に何十回とおこる交通事故いねわり運転をして家の中へつこんだり、横断歩道を歩いている

少年少女をひいてそのまま逃げる運転手さんもいる。また中には、大へん気持のやさしい運転手さんもいる。そのようにやさしい運転手さんも、大へんあると思ひます。しかし、毎年ぼくたちの友だちから、とおといぎせいで出たのをだまつて見ていてよいのだろうか。

ぼくたちは、毎日集団登校をしています。ぼくたちの集団登校はあまりりつぱとはいえない。けれども、この集団登校を全国の学校でやつたら、それだけでもきつと、交通事故は今より少なくなると思ひます。ぼくたちだけでなく、運転手さんやおとなの人たちも協力して、おそろしい交通事故を少くなくなるよう、きまりを正しく守り、努力するようにしたいと思ひます。

いもち病の早期発見について

農家の皆さん!! これからの健康な稲作りはいもち病を早く見つけて早く防除することです。
次のことに注意して早期発見につとめましょう。
◇いもち病対策は手おくれになるな!!

去年はいもち病の早期発見、早期防除が完全でなかつた。今年こそ「青田焼き」の悲劇を二度と繰り返さないよう、まづいもち病の早期発見につとめましょう。
◇早期発見、早期防除は……。

検察審査会について

わが国では、検察官だけが、犯人を起訴して、裁判所に処罰を求める権限を認められています。もちろん、検察官は、公益の代表者として、厳正公平にその職務を行います。ところが、絶対に間違いない仕事ですか、これとて、人間の事柄といふは、絶対にはありません。他方裁判所は、起訴された事件についてだけ審判することができるとなつています。検察官が不起訴処分にした事件については、とくべつの場合のほか審判すること

。畑苗は発病が早く、しかも苗代から持ち込みの心配もあるので特に念入りに、田の中に入つて調べましょう。畦畔からのぞくだけでは発見がむづかいです。いもち病の毎年発生しやすい地帯や、特に伸びすぎ苗、苗代日数の長すぎた老化苗を植えた水田は発生が早いので注意しましょう。六月中の追肥はいもち病の発生を多くするので追肥はしない。

。発生前に行うことができるだけ畦畔の清掃を行い、補植用取おき苗は早目に田圃に埋めるなどして処理しましょう。
。発生が心配される方は普及所、農協など、あるいは附近の「健康な稲作り運動推進員」に相談して診断を受けましょう。
◇いもち病が発見されたら……。

。畑苗で苗代からの持ち込みの場合には直ちに抜きとつて植えかえる。発生田及びその周辺は直ちにブラスM剤又は水銀剤の薬剤散布を行います。

とができないたてまえになつてい

ます。
起訴すべきでない事件―たとえば有罪を証明するだけの証拠がない事件―とか、法律上罪にならない事件―がたとえ間違つて起訴されたとしても、これに対しては、裁判所が、無罪の裁判をすることは、よつて無実のものを救うことができます。ところが、起訴することができず、起訴するのが正しい事件を検察官が誤つて不起訴処分にしたときは裁判所として犯人を処罰することができません。これでは、いくら裁判所が事件を公正にさばいても片手落ちとなつて国の刑事裁判は、全体としてみると十分な働きをしていないといえなくならず、このように検察官の仕事が適正に行なわれないというところが、公正な刑事裁判の前提であり、それが全うされてこそ、はじめて社会の秩序が保たれる個人の基本的な権利が保障されるのです。

この大切な検察官の仕事に国民の意思を反映させてこれを明るく正しくしようとする制度が検察審査会です。

検察審査会は、現在、地方裁判所の所在地に置かれ、検察官の不起訴処分のよしあしを審査したりすることをその任務としていす。検察審査会は、衆議院議員の選挙権をもつた一般国民の中から検察審査員でつくられた十一人からだれの指揮監督をうけることもなく、良心にたがって公平誠実に全く自由独立の立場から職務を行ないます。

犯罪を告訴・告発した人や犯罪によつて害をうけた人は、検察官の不起訴処分が不服があるときは検察審査会に審査の申立てをする